



サステナビリティ特別約款 (SSTC)

社会的責任、環境保護、製品コンプライアンス

本サステナビリティ特別約款（以下「**本特別約款**」という）は、MFTBC サプライヤーが満たすべき社会的責任、環境保護、製品コンプライアンスに関する基準・要件を定めています。

これらの規定は MFTBC の社会的責任および人権に関する原則に基づいています。MFTBC は、全社的な「社会的責任と人権に関する原則宣言」において、その責任を認識しています。共通のアプローチを目的として、これらの原則は以下の規定に反映されています。また、法律および規制に加え、国際人権規約、国連グローバル・コンパクトの 10 原則 (<http://www.unglobalcompact.org>)、国連ビジネスと人権に関する指導原則（「国連指導原則」、国連人権高等弁務官事務所ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重、救済」フレームワークの実施）、経済協力開発機構 OECD ガイドライン (OECD.org)、国際労働機関（「ILO」、<http://www.ILO.org>）の中核的労働基準などの国際基準も参照しています。

1. 人権と良好な労働条件に関する基準

1. 児童労働の防止

サプライヤーは、少なくとも ILO 第 138 号最低年齢条約及び第 182 号最悪の形態の児童労働の禁止に関する条約を企業内で遵守するものとする。特に、サプライヤーは、供給される製品が、ILO 条約第 138 号及び第 182 号で言う児童労働を伴わずに製造及び加工されること、及びかかる条約又は児童労働に関して、その他の国内もしくは国際規則から生じる義務に違反しないことを保証する。

2. 強制労働・現代版奴隷制の禁止

2.1 サプライヤーは、その全ての雇用慣行が少なくとも ILO 第 29 号及び第 105 号条約に適合したものであることを保証する。特に、全ての従業員は、合理的な通知期間の経過により雇用関係を終了する自由を有しなければならない。これは、外部の労働力を利用する場合にも適用されるものとする。



2.2あらゆる形態の強制労働、特に義務労働、役身折酬、人身売買その他あらゆる形態の現代奴隷制及び極端な経済的、性的搾取や屈辱を与える行為など職場における他の形態の支配又は抑圧は禁止されなければならない。

2.3サプライヤーは、従業員の意思に反して身分証明書を保持するなどして、従業員の移動の自由を制限してはならない。また、賃金を違法に差し押さえたり、採用の際に手数料を課すなどして、従業員に経済的負担を強いてはならない。

3.結社の自由、団体交渉権、争議権

サプライヤーは、その従業員が、自らの意思で組織を設立し、もしくは組織に加入する権利、又はその代表者を選任し、もしくはその代表者に選出される権利を尊重しなければならない。従業員は、いかなる形であれ報復を恐れることなく、労働条件について従業員代表として会社の経営陣と率直かつ定期的にコミュニケーションを取ることができなければならない。従業員の組織は、雇用地の適用法に従って自由に運営することができる。雇用地の法律に基づき、それには特に団体交渉権と争議権が含まれる。この点に関連しているのが、ILO 第 87 号及び第 98 号条約である。結社の自由及び団体交渉権が、法律により制限されている場合、サプライヤーは、現地法に従って ILO 第 87 号及び第 98 号条約の原則を尊重するための最善の代替方法を、模索しなければならない。

4.差別の禁止

サプライヤーは、少なくとも ILO 第 111 号及び第 100 号条約の意味における差別を防止するための措置を講じる義務がある。従業員を差別することは、いかなる形でも禁止される。特に、性別、国籍・民族、門地、障害、労働組合への加入の有無、政治的信念、宗教・信条、健康状態、年齢、妊娠、性的指向による、雇用における不平等な扱いは、職務要件によって正当化されない限り禁止される。

5.健康と安全

使用者としてサプライヤーは、雇用地において適用される ILO 条約、特に、ILO 条約第 155 号及び国内法の規定に従って、職場における労働安全衛生を確保しなければならない。これには、特に労働活動に関連して生じる事故及び健康被害に対して必要な予防措置を講じることができるよう、労働安全衛生に関する適切な管理システム（以下「**管理システム**」）を確立し、適用することが含まれる。サプライヤーは、管理システムを継続的に改善し、合理的な期間内に認定・認証された労働安全衛生管理システム（例：ISO 45001）の導入に向けて



努力する意思があることを表明する。サプライヤーは、安全衛生ガイドラインを整備し、労働条件の継続的な改善と発展を促進し、全従業員に定期的に関連するトレーニングを提供しなければならない。サプライヤーは、安全な職場、必要な作業設備及び適切な保護具を確保するとともに、従業員を過度の肉体的・精神的疲労から保護しなければならない。また、従業員には十分な飲料水と清潔な衛生設備を提供しなければならない。これは、サプライヤーから提供される宿泊施設にも適用される。必要に応じて、宿泊施設は事故や健康被害が可能な限り防止され、適切な宿泊が確保されるような寸法と設備を備えていなければならない。

6.公正な労働条件（報酬、福利厚生、労働時間）

6.1 サプライヤーは、適切な報酬を確保し、適用法令で規定される福利厚生を保証しなければならない。報酬は、少なくとも、適用法令の下での最低賃金に見合ったものでなければならない。適用法令に最低賃金の規定がない場合、報酬は雇用地の法令に基づき算定されるものとする。いずれにせよ、報酬は従業員が少なくとも生計を立てられるものでなければならない。それには、従業員とその家族の現地の生活費、社会保障給付、正規雇用の報酬が考慮されなければならない。賃金は、提供された労働に対して全額を定期的に支払わなければならない。違法に留保してはならない。サプライヤーは、従業員が報酬の構成に関する明確で詳細な情報を、適切な形で定期的に受け取ることを保証しなければならない。

6.2 サプライヤーは、労働時間について、適用法令に沿う、又はより高いレベルの保護を保証する場合には、業界標準に従わなければならない。ただし、少なくとも雇用地で適用されるILO条約、特にILO条約第1号及び第30号に準拠しなければならない。時間外労働は任意であるべきで、従業員には適用法に従って、連続勤務の後に休日を与えなければならない。

7.公的・私的な警備員の活用

サプライヤーは、自らの活動を保護するために自ら警備員を設置するか、又は、警備を外部委託する場合、当該警備会社及び警備員が国際的に認知されている人権を遵守するようにしなければならない。特に、当該警備会社及び警備員の派遣中に非人道的又は卑劣な扱いを受けたり、生命や身体に損害を受けたり、団結権や結社の自由が損なわれたりした場合には、サプライヤーは、当該警備会社及び警備員への委託及びその派遣をしてはならない。



8.少数民族、地域社会、先住民の権利

8.1 サプライヤーは、不法に立ち退きを強制したり、その利用により人の生計が保障される土地、森林、水域を不法に奪ったりしてはならない。

8.2 サプライヤーは、人の健康を損なうような有害な土壌の変化、水質・大気汚染、騒音の発生、水の過剰消費、食料の保存・生産のための自然基盤を著しく害する行為、安全で清潔な飲料水や衛生設備への人々のアクセスを否定又は著しく阻害する行為をしてはならない。

II. 人権デューデリジェンス

1.人権デューデリジェンスの実施

サプライヤーは、バリューチェーンにおいて人権に悪影響を及ぼす可能性のある製品又はサービスを MFTBC に提供する場合、合理的な期間内に、社内で人権デューデリジェンスのプロセス（特にリスク管理システム）を確立し、このプロセスに基づき人権に関連した体系的かつ適切なデューデリジェンス措置を講じる義務がある。この点では、サプライヤーに適用されるデューデリジェンス法、国連指導原則及び関連する OECD のガイドラインや原則が問題になる。国連指導原則及び関連する適用法令に従い、サプライヤーは、企業の規模と売上高、製品、サービス又はそこに含まれる原材料の性質と原産地及び特に付随するリスクに応じて、これらの措置の範囲を設定しなければならない。

2.透明性、協力及び参加

2.1 上記 II.1 で言及された人権デューデリジェンス措置の実施の前提条件として、サプライヤーは、人権リスクを特定し、必要に応じて適切な対抗措置及び管理措置を講じることができるよう、内部プロセスを通じてそのサプライチェーンの十分な透明性を確立するものとする。

2.2 リスク評価において、リスクが特定された場合、MFTBC の要請に応じて、サプライヤーは、人権デューデリジェンスのために自社で確立したプロセスに関する情報を提供する義務があり、特に対応する文書を提出することにより自己評価質問票に完全かつ正直に答えなければならない。

2.3 MFTBC の要請に応じて、そして該当する場合は機密保持契約の締結後に、サプライヤーは、特定されたリスク及び/又は改善策を MFTBC に通知し、またそのデューデリジェンス措置に対応する文書を MFTBC に提供しなければならない。

2.4 さらに、要請があれば、サプライヤーは、人権、環境、地政学的又は供給安定上の理由から重要と思われるサプライチェーンの特定の段階（例：会社自体、特定の段階の生産拠点



等)に関する情報を提供しなければならない。MFTBCは、提供された情報を、前述の分野におけるリスク分析の目的にのみ使用することを保証するものとする。

- 2.5 サプライヤーは、MFTBC が本特別約款に従って得た情報を、MFTBC 宛の情報要求や、その他の自己評価において、知る必要性に基づき、使用することを認めるものとする。
- 2.6 Iに記載された人権及び良好な労働条件に関する基準への違反が、近い将来にサプライヤーによって是正されない場合、サプライヤーは、書面又はテキスト形式で直ちにその旨をMFTBCに通知し、MFTBC 及び/又は関連する第三者とともに、違反を解消又は最小化するスケジュールを含むコンセプト（是正措置計画）を策定しなければならない。サプライヤーは、MFTBC を可能な限りサポートするものとする。
- 2.7 MFTBC の要請により、サプライヤーは、MFTBC の人権基準や期待に関する研修や更なるコースに参加することを約束し、要請に応じて適切な書類を提供することにより MFTBC に参加の意思を表明するものとする。契約当事者は、個別のケースに基づき、研修参加に要する費用については、適切に合意するものとする。
- 2.8 サプライヤーは、MFTBC が通知する、人権・環境保護義務その他の法令義務違反を報告する MFTBC の苦情処理制度である「Speak Up!」報告制度(<https://www.mitsubishi-fuso.com/ja/企業倫理/>)、について、その対象者、責任及び実施に関する情報を適切な方法でその従業員に伝えるものとし、さらに下流のサプライチェーンのサプライヤーについても当該情報を伝えるよう努力するものとする。サプライヤーが当該苦情処理制度をその従業員に伝える場合、は従業員が当該制度にアクセスできるようにし、同時に個人情報の機密を保持し、不利益から効果的に保護しなければならないについて、その対象者、責任及び実施に関する情報を適切な方法でその従業員に伝えるものとし、さらに下流のサプライチェーンのサプライヤーについても当該情報を伝えるよう努力するものとする。サプライヤーが当該苦情処理制度をその従業員に伝える場合、は従業員が当該制度にアクセスできるようにし、同時に個人情報の機密を保持し、不利益から効果的に保護しなければならない別途 MFTBC より苦情制度の通知がなければ、人権に悪影響を及ぼす可能性のある個人及びコミュニティのために、企業レベルで効果的な苦情処理メカニズムを設定する責任を負う。

3.検査・監査

- 3.1 MFTBC は、サプライヤーが人権に関して実施したデューデリジェンス措置及び是正措置の適時実施を含め、サプライヤーが人権及び環境に関連するデューデリジェンスと透明性の創出のために確立したプロセスを検査・監査する権利、及び MFTBC が第三者に委託して検査・監査する権利を有する。サプライヤーは、監査を成功させるために適切な範囲で、協力するものとする。
- 3.2 製品の供給又はサービスの提供の一環として、サプライヤーは、MFTBC 又は MFTBC が委託する第三者が、リスクに応じた必要性によりサプライヤー及びその下請けサプライヤーの検査・監査もできるようにしなければならない。



3.3 MFTBC は、報告義務などの法的義務を果たすために、これらの検査・監査から得られた情報及び調査結果を使用することができる。

4. 紛争鉱物の責任ある調達サプライヤー

3TG（錫、タンタル、タングステン及び金）を供給するサプライヤー及び製品にこれらの原料を使用するサプライヤーは、サプライチェーン内の全ての製錬所及び精製所を特定、開示、評価し、紛争地域及び高リスク地域からの鉱物に対する責任あるサプライチェーンの促進のための OECD デューデリジエンス原則に従ったデューデリジエンスプロセスを実施しているかどうかを評価する必要がある。この目的のために、影響を受けるサプライヤーは、少なくとも責任ある鉱物保証プロセス（RMAP）などの確立された手順を実施しなければならない。また、生産開始時に、責任ある鉱物イニシアチブ（RMI）の RMAP の要求事項（ステータス：適合的）を満たす精製所及び製錬所からに限り調達しなければならない。該当するサプライヤーは、対応する証明書（例：Conflict Minerals Reporting Template- CMRT）を要求に応じて MFTBC に提出する必要がある。使用する製錬所・精製所が本基準を遵守していない場合、MFTBC は、サプライヤーに対し、RMAP に準拠していない製錬所・精製所を MFTBC のサプライチェーンから長期的に排除するよう求めることができる。

III. 環境

1. 一般的な環境責任、環境にやさしい生産と製品

1.1 サプライヤーは、その生産及び製品が、適用される環境規制を完全に遵守することを保証する。

1.2 100 名以上の従業員を擁する生産拠点を有するサプライヤーは、供給契約締結後 2 年以内に ISO 14001、EMAS 又は同等の規格に準拠した認定環境管理システムを導入し、MFTBC との取引関係の全期間にわたって運用し、対応する証明書を提出する義務を負う。環境管理システムは、有害物質、水質、廃棄物そして空気の品質を適切な程度で管理できるものとする。証明は、認定された認証会社による認証によって提供されなければならない。有効期間が満了する前に、適時に更新された証明書を提出しなければならない。

2. 気候保護

MFTBC は、サプライヤーとともに、2039 年までに欧州、米国、日本で、そして 2050 年までに全世界で、私たちの製品とサービスにおける温室効果ガス（CO₂e）ニュートラルを達成することを目標に掲げている。従って、サプライヤーは、スコープ 1、2、3 の排出量について適切な企業目標の策定に向けて努力し、この目標達成に向けて MFTBC を支援する措置を講じるものとする。サプライヤーは、その進捗状況を定期的に監視し、特



に製品レベルでの温室効果ガス（CO₂E）フットプリントに関しては、要請に応じて MFTBC に報告するものとする。

3.資源の使用と消費に関わる環境保全

サプライヤーは、生産中、製品中、及び自社のサプライチェーンにおいて、資源、特にエネルギー、水、原材料の使用と消費を最小限に抑えるための適切な措置を講じるものとする。サプライヤーは、エネルギー消費を監視し、記録するものとする

4.廃棄物の取り扱い/バーゼル条約

4.1 サプライヤーには、あらゆる種類の廃棄物の発生を削減又は防止する義務がある。

4.2 サプライヤーは、1989年3月22日のバーゼル条約における有害廃棄物の輸出に関する禁止事項及びその現行版が定める義務に従わなければならない。本条項には、本特別約款の II.1 から II.3 までが適用される。

5.製品材料に関する法令遵守

5.1 マテリアルデータシート

サプライヤーは、全ての新規及び変更されたコンポーネント又は成形品及びスペアパーツに含まれる全ての基礎部品及び/又はサービス製品について、正確かつ完全な **International Material Data System (IMDS)** マテリアルデータシートを無償で提供しなければならない。新規及び変更のサンプリングにおいては、遅くともサンプリングの要求とともにマテリアルデータシートが提供されなければならない。不正確なマテリアルデータシートは受け入れられないため、可能な限り速やかに修正されなければならない。サプライヤーとの関係でまだ提供されていないマテリアルデータシートは、要求することができる。サンプリングが実施されない新シリーズに使用される成形品についても、要求に応じてマテリアルデータシートを提供しなければならない。プラスチック部品の納入に関して、サプライヤーは、リサイクル材料の使用を **IMDS** で文書化しなければならない。リサイクル材の正確な割合[**mass %**]は、「**Recycled material**」タブで指定する必要がある。サプライヤーは、要請に応じて、製品のプラスチック部品以外にリサイクル素材の割合についても報告しなければならない。

5.2 物質に関する禁止事項及び制限事項及び宣言

サプライヤーは、物質、混合物、製品、材料に関する禁止事項や規制事項、宣言規制を遵守しなければならない。成形品に含まれる物質及び混合物については、本特別約款にさらなる要求事項が規定されていない限り、サプライヤーは少なくとも **Global Automotive Declarable Substance List**（「**GADSL**」）の仕様に準拠しなければならない。作業材料及び



加工材料については ES-W56901 に記載されている禁止物質を遵守し、最新の安全データシートを提供しなければならない。

5.3 水俣条約とストックホルム条約

サプライヤーは、水銀に関する 2013 年 10 月 10 日の水俣条約の規定に基づき、残留性有機汚染物質に関しては、2001 年 5 月 23 日のストックホルム条約の改正に基づき使用しなければならない。本条項には、本特別約款の II.1 から II.3 までが適用される。

5.4 REACH 規則

- a) サプライヤーは、登録が必要な物質、調剤中の物質及び成形品中の物質が、1907/2006/EC (REACH 規則) 第 5 条、第 6 条及び第 7 条第 1 項に従って登録されている場合にのみ MFTBC に引き渡すことができる。また、サプライヤーは、納入された成形品に含まれる物質で、Reach 規則第 7 条第 2 項に基づく届出の対象である物質の届出を行うものとする。製品がサプライヤーによって製造されたものでも輸入されたものでもない場合、サプライヤー又はその下請け業者が行うものとする。代替的に、使用目的のためにその物質を登録することができる (REACH 規則第 7 条第 6 項)。
- b) 一般的に、新しいコンポーネントや成形品を開発する場合、REACH 規則の付属書 XIV に記載されている物質の使用を控えなければならない。やむを得ず使用する場合は、書面又はテキスト形式で MFTBC のコンポーネント管理者の承認を得なければならない。サプライヤーは、サプライヤー、そのサプライヤー又はサプライヤーの下請け業者のいずれかが、REACH 規則による「最終申請日」 (REACH 規則による「sunset date」の 18 ヶ月前) までに、必要な用途の承認申請書を提出した証拠を MFTBC に提出しなければならない。そうでない場合、サプライヤーは、REACH 規則の要求事項を確実に遵守するための措置を講じなければならない。
- c) 新規開発の予防措置として、欧州化学機関 (ECHA) が付属書 XIV のリスト (REACH 規則第 59 条に基づく、いわゆる「候補リスト」) に記載した物質についても、技術的・経済的制約の下で代替物質が存在する場合には使用を控えなければならない。代替物質が存在しない場合、該当する物質の使用は、それぞれのコンポーネント管理者 (Bauteilverantwortlicher、BTV) によって承認されなければならない。
- d) 登録対象物質が登録されていない場合、又は REACH 規則の付属書 XIV に記載されている物質が、納品時に契約上意図した用途で許可されていない場合、REACH 規則第 7 条第 2 項に基づく通知が行われていない場合又はコンポーネントが REACH 規則の付属書 XIV もしくは候補リストに記載された物質を含む場合、サプライヤーは、是正措置を開始するために MFTBC の各部品マネージャーに連絡しなければならない。
- e) 納品されたコンポーネント、スペアパーツ、付属品、包装材、又はそれらに含まれる成形品が候補リストで公表されている高懸念物質 (いわゆる SVHC) を重量比で 0.1% を超えて



含む場合、サプライヤーは、REACH 規則第 33 条第 1 項に従って全ての情報を提供する義務がある。これは、既存の取引関係において、そのような物質が候補リストに含まれる場合にも適用される。情報は、文書で伝達されなければならないが、IMDS を通じて伝達されることが好ましい。

5.5 安全データシート (SDS)

サプライヤーは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」、「労働安全衛生法」、「毒物及び劇物取締法」その他の関連法令に基づき、納入する部品およびその構成部品に関して安全データシート (SDS) の提出が求められた場合には、MFTBC が指定するシステムを通じて、当該 SDS を提出するものとする。

6. 室内排気

室内への排気は最小限に抑えなければならない。ES-W62237 に記載されている制限を遵守しなければならない。

6. 使用済自動車、リサイクル能力、及びラベリング基準

6.1 サプライヤーから供給されるコンポーネント又は成形品が、2000 年 9 月 18 日の欧州議会及び欧州連合理事会指令 200/53/EC (End-of-Life Vehicle: 使用済自動車廃棄に関する指令 [以後、「ELV 指令」]) の対象、あるいは ELV 指令の対象となる車両用である場合、サプライヤーは、分解に関する情報、再利用並びにリサイクルに適した設計及び製造に関する情報及び汚染物質の乾燥及び積み下ろしに関するコンセプトを提供することに同意するものとする。利用コンセプトは、MFTBC と協議の上、選択されたコンポーネントについて提供されなければならない。

6.2 納入される部品又は製品が ELV 指令の対象外である場合、納入される部品又は製品のリサイクル性に関する情報は、MFTBC の要求に応じて、MFTBC が指定するデータ形式で提供されなければならない。

6.3 サプライヤーは、原材料とコンポーネントに関して、VDA ラベリング基準 260 及び MSF1-1118 に従う必要がある。

7. 製品及び生産の継続的な改善のための自然資本 (環境) 会計処理

7.1 MFTBC は、製品の自然資本会計処理を実施するため、ISO 14040 等に基づくライフサイクルアセスメントを実施している。

7.2 そのため、サプライヤーは、MFTBC に対し、要求に応じて関連する製品、原材料、プロセスに関する情報を提供するものとする。MFTBC は、この情報が極秘に扱われ、全体的な会計処理の目的のみに使用されることを保証する。

7.3 MFTBC は、サプライヤーに対して、製品の CO2 や環境への影響度を伝え、開示すること



を義務付けている。MFTBC は LCA を全体的なツールとして使用し、準拠すべき基準や方法に関する情報を提供するガイドラインをサプライヤーポータルにて提供している。

7.4 データは、定義された文書形式（ライフサイクルアセスメント用 VDA データ収集形式）で提供されなければならない。期間及びデータ品質については、MFTBC とサプライヤーとの間で合意されなければならない。

8. 森林破壊

8.1 非森林破壊製品（EUDR）に関する規則（EU）2023/1115 の適用範囲にある製品を供給するサプライヤーは、EUDR の要件を満たす製品のみを供給しなければならない。

8.2 サプライヤーは、EUDR 第 9 条に定める情報を、MFTBC が指定するデータ形式で正確かつ完全に提供しなければならない。サプライヤー自身が EUDR に基づくデューディリジェンス義務を履行する義務を負う場合、サプライヤーは MFTBC に対し、対応するデューディリジェンス陳述書の参照番号を提供しなければならない。提供されたデータの正確性と完全性については、サプライヤーが責任を負うものとする。サプライヤーは、9.2 の義務を履行しない場合、データの不備又は不正確により MFTBC が被った罰金又は料料を含め、その結果生じた損害及び費用について責任を負うものとする。

9. CBAM-VO

9.1 サプライヤーは、CBAM 規則が適用される商品に関して、規則（EU）2023/956(CBAM 規制)に基づく MFTBC の義務を履行するために必要な全てのデータ及び情報を MFTBC に提供するものとする。サプライヤーは、これらのデータと情報を、事前の通知せずとも、適時に完全に提供するものとする。これには、該当する商品のトン当たりの灰色排出量に関するデータ等が含まれます。MFTBC による製品の輸入に対する関税に関する情報は必須のものとする。

9.2 データは、CBAM 規則及び対応する欧州委員会のガイドの要件に準拠する、MFTBC が指定する形式で提供されなければならない。サプライヤーは、データが適時、完全かつ最新であり、CBAM 規則の要求事項に準拠していることを保証しなければならない。提供されたデータの正確性と完全性については、サプライヤーが責任を負うものとする。この義務を履行しない場合、サプライヤーは、CBAM 報告書の不備又は誤りにより MFTBC が被った罰金又は料料を含め、その結果生じた損害及び費用について責任を負うものとする。

IV. 製品コンプライアンス

サプライヤーは、その責任範囲内において、提供する業務が、適用される規制、方針、指令、法律、技術基準(例：IATF16949)、その他適用される規定から生じる全ての製品要求事項を満たすことを保証しなければならない。その際、サプライヤーは特に、最先端科学・技術だけでなく、それぞれの規定の精神も考慮しなければならない。さらにサプライヤーは、



これらの製品要求事項とそれに対応する文書の遵守を保証するために、組織内に適切な体制を構築しなければならない。

V. サプライチェーンにおける規格の前倒し

サプライヤーは、本特別約款の I、II、及び III.4、III.5.3 あるいはそれらに匹敵する内容をそのサプライヤーに伝え、同様の義務を負わせ、かかるサプライチェーンにおける基準の遵守を監視し確認しなければならない。特に、サプライヤーは、サプライヤーとその下請け業者も、適切な範囲で、本基準に従って行動することを保証し、管理する責任を負う。サプライヤーは、サプライチェーンにおけるこれらの基準に対する違反の疑いがある場合、これを調査し、特定された違反やリスク、またその対策について、要求に応じて MFTBC に報告する義務を負う。

VI. サプライヤーによる違反の結果

MFTBC がサプライヤーによる本特別約款の義務違反を認めた場合、MFTBC はその旨を直ちに書面又はテキスト形式でサプライヤーに通知し、サプライヤーが違反を是正できるよう合理的な猶予期間を設定する。猶予期間内にサプライヤーが違反を是正できないことが予測される場合、サプライヤーは、その旨を書面又はテキスト形式で直ちに MFTBC に通知し、MFTBC 及び関連する第三者とともに、違反を解消又は最小化するスケジュールを含むコンセプト（是正措置計画）を策定しなければならない。猶予期間が経過した場合又は是正措置の実施によっても合意されたスケジュール内で状況が改善せず、取引関係の継続が MFTBC にとって容認できず、より穏便な手段がない場合、MFTBC は、サプライヤーとの既存の全ての取引を予告なく終了し、全ての交渉を打ち切る権利を有する。特に、極めて重大な違反があった場合には、猶予期間なしの法的解約権及び損害賠償請求権は影響を受けず存続するものとする。

VII. 財務状況

財務上のリスクを考慮して、安定供給を保証するため、サプライヤーは要請に応じて、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書を含む最新の監査済財務諸表を MFTBC に提出することに同意するものとする。サプライヤーがグループに属している場合、サプライヤーはグループの連結財務諸表と法人格図(親会社及びグループ会社との関係、所有構造を示すもの)も提出することに同意するものとする。サプライヤーは、MFTBC に対し、取引関係



期間内に限り、かつ、当該データに関する社内使用目的に限り、既知及び未知のあらゆる種類の使用に関する非独占的、無制限(場所、内容、機能)かつ取消不能な権利を許諾するものとする。